

藤沢市介護保険条例の一部改正について  
藤沢市介護保険条例の一部を次のように改める。

2019年（令和元年）5月21日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市介護保険条例の一部を改正する条例

藤沢市介護保険条例（平成12年藤沢市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「平成30年度から令和2年度までの各年度における」を削り、「25,380円」を「平成30年度においては25,380円と、令和元年度及び令和2年度においては21,150円」に改め、同条に次の2項を加える。

3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、31,020円とする。

4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、38,070円とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第6条第2項から第4項までの規定は、令和元年度以後の年度分の保険料から適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。

## 提案理由

この条例を提出したのは、介護保険法施行令の一部が改正され、低所得者に係る保険料の軽減の強化がされたことに伴い、当該軽減の対象となる被保険者に係る保険料を規定する必要による。